

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」認定10周年記念式典 運営等業務 プロポーザル実施要領
--

本事業の業務委託について、プロポーザルにより受託事業者を募集する。

1 募集内容

(1) 業務名称

世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」認定10周年記念式典 運営等業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

(4) 予算上限額

金 10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 式典の概要

開催期間：令和7年10月16日（木）～10月17日（金）

場 所：ガーデンホテル ハナヨ（田辺市文里2-36-40）

主 催：みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会（以下「協議会」という）

①農業遺産関連の展示

展示期間：10月16日（木）13時～10月17日（金）15時

会 場：ハナヨアリーナ

内 容：地域内の高校生及び地域活動団体の取組展示、世界・日本農業遺産地域の
ポスター等の展示、梅加工品の試食試食など

②エクスカーショーン

日 時：10月16日（木）14時～17時

（例）みなべコース：うめ振興館、千里の浜（ウミガメ産卵地）、奥みなべ梅林
田辺コース：紀州備長炭記念公園、闘鶏神社、天神崎

③レセプション

日 時：10月16日18時～20時

会 場：ホテル2階 木犀の間

内 容：ビュッフェ形式、催し物を協議会で計画中

④シンポジウム

日 時：10月17日10時～15時

会 場：ハナヨアリーナ

内 容：基調講演、事例紹介、パネルディスカッション
※途中、昼食休憩をはさむ

2 審査スケジュール

令和7年7月1日（火）

公募開始、質問受付開始

令和 7 年 7 月 7 日（月）12 時	説明会参加申込締切
令和 7 年 7 月 9 日（水）14 時	プロポーザル説明会開催
令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時	質問受付締切
令和 7 年 7 月 25 日（金）12 時	提案書類提出締切
令和 7 年 7 月 31 日（木）	選定委員会（予定）
令和 7 年 8 月上旬頃	契約締結、事業開始
令和 8 年 3 月 31 日（火）	事業終了

3 委託事業者選定方針

次の要件を満たす者に業務を委託する。

- （１）仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な者であること。
- （２）業務執行体制が万全であり、期日を遵守し、履行可能な能力を有する者であること。

4 委託事業者選定方法

- （１）上記 3 に合致する者を選定するため、プロポーザルを実施し、各参加事業者の能力等を把握するものとする。
- （２）提案内容及び業務執行能力等について審査し、最もふさわしい者を委託予定事業者として選定する。
- （３）採用となった企画提案については、必要に応じて、内容を変更する場合がある。
- （４）（２）で選定された者と契約を締結する。

5 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- （４）国税、都道府県税及び市区町村税について未納のない者。

6 参加対象資格に係る提出書類

- （１）プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式 3）
 - ④ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
 - ⑤ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票
 - ⑥ 印鑑証明
 - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税について未納がない旨の証明
※発行後 3 ヶ月を経過していないもの
- （２）提出書類の留意事項

- ① 正本1部を提出すること。〈持参・郵送〉
 - ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ③ 必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
- (3) 提出期限

令和7年7月25日（金）12時まで

7 プロポーザル説明会

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催するので、参加申込書（様式4）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

- (1) 開催日時：令和7年7月9日（水）14時から
- (2) 開催場所：みなべ町役場（和歌山県日高郡みなべ町芝742番地）
※都合により、時間及び場所を変更する可能性がある。
- (3) 申込期限：令和7年7月7日（月）12時まで ※必着
- (4) 留意事項：当該説明会に出席しない事業者はプロポーザルに参加できない。

8 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式5）を提出すること。〈持参・郵送・FAX〉

また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式6）を提出すること。〈メール・FAX〉

- (1) 提出期限：令和7年7月11日（金）17時まで

9 プロポーザル提案書等の提出

- (1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（様式任意）」を8部提出すること。〈持参・郵送・宅配〉
- (2) 見積書（様式は任意だが、次の事項に留意すること）（1部）
 - ① 一式計上は認めない。
会場借料、講師・パネリスト出演料、宿泊費、シンポジウム運営費等明細を記載すること。
 - ② あて先「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 会長 山本 秀平」
 - ③ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。
 - ④ 消費税及び地方消費税
※見積額が上記1（4）の予算上限額を超えた場合は失格とする。
- (3) 企画提案書・見積書提出期限：令和7年7月25日（金）12時まで

10 プロポーザル実施方法

- (1) プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき、審査員による書面審査の上、総合的に評価し決定する。
- (2) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面（郵送）にて通知する。

11 審査方法

- ア 審査は、書類審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）により行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知します。
- イ 応募者が5者以上あった場合、書類審査において審査の上、評価の高い5者を選定します。

ウ プレゼンテーション審査は、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とします。

エ 最優秀提案者は、特別の理由がない限り、契約候補者に決定します。

オ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

12 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出物に虚偽があった場合、企画書の審査対象から外れるものとする。
- (4) 業務上発生する未確認事項については、別途みなべ町うめ課と協議すること。

13 各関係書類提出場所

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会 事務局
(みなべ町役場 うめ課内)

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地

担 当： みなべ町うめ課 木田、佐々木

電 話： 0739-33-9310

F A X： 0739-72-3893

E-mail： umeka@town.minabe.lg.jp